

令和8年度第2回食育推進評価専門委員会

農林水産省

午後2時00分 開会

○村山参事官（農林水産省） それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和8年度第2回食育推進評価専門委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しいところ御参集いただき誠にありがとうございます。司会を務めさせていただく農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課の村山でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、消費・安全局長の坂から一言御挨拶申し上げます。

○坂局長（農林水産省） 農林水産省消費・安全局長の坂でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして大変ありがとうございます。

この評価専門委員会におきまして昨年3月から次期基本計画の検討に関して、御議論いただきました。論点の整理に始まり、重点とする項目、さらには骨子などについて御議論いただきまして大変ありがとうございました。

折しも食育基本法ができて20年の節目を迎えるということで、立法府の方でも食育基本法を改正するという機運が高まりまして、ここ数か月その改正の進捗状況を見守るということで、本来でしたらこの令和8年度が始まって速やかにこの基本計画を、全国の自治体にお示しするというのを予定しておりましたけれども、日程がこのように遅れてしまったということについて申し添えます。

ただ、この改正によりまして、より今後の食育の強化という方向性というのが明らかになったというふうに思っております。既に御議論を頂きました内容でも、この基本計画の現行の案の中には、改正基本法の理念というものが既に盛り込まれているというふうに思っております。本日はその内容についても事務局から御説明させていただきたいと思っておりますし、その点も含めましてますます闊達な御議論を頂戴できれば大変幸いに存じます。

本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○村山参事官（農林水産省） それでは、カメラ撮影につきましては、冒頭までとなっておりますので、撮影はここまでとさせていただきます。引き続き傍聴される場合は傍聴会場への御移動をお願いいたします。

審議に入る前に配付資料の確認をさせていただきます。お手元の配付資料につきましては、資料1から3、それから参考資料1から6となっております。配付資料に不足がありましたら事務局までお知らせください。オンライン参加の委員におかれては、チャット機

能でのお知らせを頂ければと思います。

それでは、まず、資料1、本委員会の委員名簿を御覧ください。今回初めて御出席される委員を御紹介いたしますので、一言御挨拶を頂ければと思います。

大井牧場代表の大井幸男委員でございます。

○大井委員 岐阜県の羽島市で酪農を営んでおります大井牧場の大井幸男と申します。よろしく申し上げます。

今回原案の中でも酪農教育ファームという言葉を入れていただきまして、学校関連について御協力させていただいているところです。お許しいただけるのなら、QRコードを入れてきましたので、できれば配っていただければ、これをスマホで読んでいただけるとどんな活動をしているかというのも分かっていただけるとと思います。最後にうちのインスタを入れておりますので、もしそちらもフォローしていただけると有り難いです。よろしく申し上げます。

○村山参事官（農林水産省） ありがとうございます。

本日はハイブリッド開催となっております、会場14名、オンライン6名の計20名の委員の御出席となっております。規定による開催要件であります構成員の半数以上を満たしているということを御報告いたします。

なお、本日、石井委員、丹羽委員、澤木委員、前島委員の4名が所用により御欠席となっております。

オンライン出席の委員におかれましては、御発言の際は挙手のマークをクリックしていただき、司会より指名がありましたら御発言いただくようお願いいたします。

それでは、恐縮でございますが、武見座長に以後の司会をお願い申し上げます。

○武見座長 それでは、これより私の方で進行させていただきます。

本日はお忙しい中、委員の皆様、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。オンライン参加の皆様もどうもありがとうございます。

では、早速ですけれども、次第に沿いまして進めてまいります。まず議題1、食育基本法の改正について、そして2、第5次食育推進基本計画（案）について、事務局より説明をお願いいたします。

○村山参事官（農林水産省） 資料2、資料3－1、資料3－2を使って御説明させていただきます。

先ほど局長の方からお話がございましたけれども、昨年3月来、計6回御議論を頂いて

おりまして、この後御説明いたします食育基本法の改正という内容も踏まえて取りまとめたということでございます。また、委員の皆様からも事前に多くの御意見、御示唆を頂きましてブラッシュアップしてきたということでございます。

まず資料2でございます。食育基本法の改正について、昨年来、国会におきまして超党派会議、農水委員会の全会派が参加した形での御議論があり、議員立法という形で衆議院の方が4月23日、参議院の方が5月20日に通過して成立し、5月27日に公布・施行されたということでございます。

内容のポイントを御説明いたします。最初、前文の改正ということでございまして、基本法制定から20年ということで「食」をめぐる環境の変化というものが規定されてございます。世帯構成の変化や食料安全保障の確保、それからここには書かれておりませんが、生産者と消費者の関係の希薄化といったことが書かれているということでございます。

それから二の総則の改正、1でございますけれども、令和6年の食料・農業・農村基本法の改正において、消費者の役割というのが規定されまして、そうしたことを受けての1番目、食料安全保障の確保ということで、食料安全保障の確保に資する食育の推進ということが目的規定に追加されたということでございます。

ちょっと飛びまして下の四、基本的施策の改正ということで1、2、3ということでございますが、一つ目が生産者と消費者との交流の促進ということで、農林漁業体験が規定、それから二つ目、学校等における食育の強化ということで、後ほどまた出てまいりますけれども、中核的役割としての栄養教諭の例示、それから農林漁業教育が規定され、3番目、民間企業を巻き込んだ「大人の食育」の推進ということでございます。

一つ戻ってもらって三でございますけれども、こうした施策を推進するに当たっての規定ということで三の1、PDCAサイクルによる食育の推進や2番目、地方公共団体の取組状況の「見える化」のための支援を進めるということで、法律改正がなされたということでございます。

次、資料3-1でございます。こうしたことも受けまして、第5次食育推進基本計画の概要でございます。

上の「はじめに」のところですが、最初の2つの丸は、先ほども言ったような、これまでの基本法制定から20年という中での情勢の変化というのを規定させていただいております。

3つ目の丸でございますけれども、計画全体に関係する考え方ということになります、

食や農への関心や理解を深め、行動変容を促していくということが重要である、そして基本法改正の趣旨も踏まえた上での国民運動としての推進というのを改めてやっていくということでございます。

下でございますが、基本的な方針、重点事項ということで、今後5年間特に取り組むべき事項ということで3点整理をさせていただいております。

左側、（１）番目ですけれども、学校等での食や農に関する学びの充実でございます。矢印下でございますが、栄養教諭等による指導の充実や「農林漁業教育」の推進を規定、法律の中では農林漁業教育というのが、食を支える農林漁業及びその関連産業についての理解と関心を深めるための教育と規定されました。

次、真ん中（２）番目でございます。健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」ということでございます。この中では特に若い世代ということで、栄養バランスの偏りでありますとか食生活の乱れというのが課題が多いという中で、進学や就職というライフイベントを機に食を主体的に選択するという場面で、食生活の乱れが起きやすいという中で若い世代をターゲットに置いて、新入社員や大学生を念頭にした形で規定させていただいております。こうしたことについて矢印下でございますけれども、官民連携・協働の中での「大人の食育」を推進するというところでございます。

右側でございますが、食卓と生産現場の距離を縮める取組ということで、矢印下でございますが、農林漁業体験機会の提供や生産者と消費者が直接つながる取組、そういったことをもって、食料の持続的な供給に資する食品の選択ということを盛り込んでいきたいということでございます。

下のベージュのところですが、こうした取組を定着させていくということで真ん中ですが、取組の見える化やPDCAサイクルによる施策の見直し・改善を毎年していくということでございます。

次、２ページでございます。第３のところでございますけれども、具体的な施策でございます。先ほどの重点３項目や基本法の改正という主立ったところを下線を引かせていただいております。

最初、２番目、学校、保育所等における食育の推進ということで栄養教諭の関係、配置の促進でや資質能力の向上、真ん中のところ、食料安全保障に関する指導、３つ目のところ、農林漁業教育や地域人材の活用といったものです。

下の３番目、地域における食育の推進ということで、この中で「大人の食育」というの

を盛り込んでいきたいということで、官民連携食育プラットフォームを活用した「大人の食育」、それから3つ目のところですが、食育実践優良法人顕彰といったものを昨年立ち上げましたので、そういったものを進めていきたいということでございます。

右側、5番目のところですが、生産者と消費者との交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等ということで農林漁業体験の実施とその支援、真ん中のところですが、食料の持続的な供給、合理的な費用を考慮した価格形成に向けた理解醸成の促進ということでございます。

次、3ページをお開きください。こうした取組に対しての目標や指標を整理させていただいております。この整理に当たっては、これまで御議論いただいた形で国民にとっての分かりやすさ、それから重点事項との対応関係、4次計画からの継続性という観点で、下の表にございますように取組主体別に整理をさせていただいております。上の段が国民一人一人が自ら実践する目標、個人目標ということで設定させていただいております。目標が9項目、指標の項目が17ということでございます。それから、下の地域等が主体となって取り組む目標ということで、地域目標ということでしております。目標項目が5つ、それから指標の項目として8つということで設定をさせていただいております。目標値につきましては、第4次基本計画のときの目標値や現状の値、それからこれまでの推移の傾向などを考慮して、5年間で目指すという数値として設定をさせていただきました。

こうした目標、目標値につきましては、毎年度少なくとも1回、目標の達成状況について関連データなども使いながら分析して公表していくということでございます。それから後ろの5ページ、6ページでございますが、こうした目標項目につきまして重点事項との対応関係というのが5ページで、主な推進施策との関係というのを6ページで整理してございまして、今後PDCAをやっていくに当たって、関係性を整理させていただいたということでございます。

それでは、資料3-2でございます。本文案でございます。本文案につきましては、この具体的な施策につきまして委員の皆様から頂いた御意見や御指摘を中心に、御説明させていただきたいと思っております。

最初、22ページでございます。学校、保育所等における食育でございまして、「食に関する指導の充実」というところでございます。こちら4行目から6行目になりますが、学校教育の活動全体で取り組むべきということ、それから組織的・計画的に推進するという御指摘の中での記載でございます。それから、栄養教諭を中核としつつということでござ

いますけれども、21行目ですが、学校長、校長を中心に全教職員が連携・協働した指導体制の充実というのを図るべしということでございました。

それから24ページでございます。「『農林漁業教育』の実践」ということでございまして7行目から10行目の辺りですけれども、指導の充実に向けて教員や学校の方に負担が寄り過ぎないようにという趣旨でございまして、農政部局などの関係団体の連携、それから地域人材、我々はよく外部人材と呼んでいますが、こうした人材の掘り起こし、活用というのを進めていくということを記載させていただいております。

次、27ページをお開きください。地域における食育ということで、「大人の食育」が今回この地域の中で整理されているということでございますが、健康寿命の延伸につながる食育ということで5行目、健康日本21や食生活改善普及運動が進められているというところでございまして、こういった取組の観点の中で17行目、19行目ということで、特定の取組に限らないとは思いますが、日々の活動に当たっては無関心層への啓発や自然に健康になれる食環境づくりという視点が重要ではないかという御指摘を頂いたところでございます。

28ページでございます。12行目、官民連携食育プラットフォームの取組ということで、企業と連携した取組ということでございますが、その際の視点といたしまして23から25行目でございますけれども、参画企業が自社の取組を対外的に発信することや多様な業種の企業の参画、それから26行目、企業の参画意義を高めていくという取組、そうしたことを試行の場、展開の場とすることをもって、CSV的な観点を含めて持続的な発展につながる取組というのできるのではないかと御指摘でございました。

それから31ページでございます。専門的知識を有する人材ということでございまして、これまでもこの項目には、管理栄養士や専門調理師の記載がございましたけれども、今回、改正食育基本法で食料安保という観点が位置付けられた中で、生産から消費、それから産業という観点というのが重要ではないかという御指摘がございました。そういった中で7行目でございますけれども、食と文化や社会、環境との関係を含めて、食を取り巻く状況の変化の時代に即した専門知識を備えた人材の活躍というのが期待されると、それから専門職の養成を担う機関の重要性、9行目の終わりのところですが、食材の価値を高めること、それから食材の生産と消費をつなぐことといった、調理師を今、念頭に置いて記載をさせていただいておりますけれども、こういったことでの活躍というのを位置付けております。

次、36ページをお開きください。こちらは生産者と消費者との交流促進、環境と調和の取れた農林漁業の活性化等ということで31行目のところ、農林漁業者等による食育の推進ということで、いわゆる農林漁業体験の取組の記載でございます。36ページの下から37ページの1行目までは、農林漁業者や関係団体による取組が書かれております。その後、2行目以下ですけれども、こうした取組に関して国としてもしっかりと支援をしていくということについて記載をさせていただいております。

次、38ページ目をお開きください。こちら29行目以下のところですが、具体的には34行目のところ、国産農産物の消費拡大による食料の持続的な供給や39ページの上の辺り、合理的な費用を考慮した価格形成に向けた取組やその理解醸成、そして行動変容ということで取組を記載させていただきました。改正食育基本法の中でも位置付けられたということで、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

それからその下、8行目から11行目辺りですが、環境と調和、消費への配慮ということでございまして、食料システムの各段階で環境についての観点が必要であるという中で、持続的な食料システム確立という観点で、特に10行目の後半ですけれども、近年の気候変動による高温、豪雨といった極端な気象現象がある中で、農林水産物の生産や流通への影響が出てきていると、これまでの緩和策に適応策というのも考えていかななくてはならないという状況の中で、消費者の役割の自覚、日々の購買の行動に対しての変化を促していく必要があるだろうということで、こうした観点を記載させていただいているということでございます。

ちょっと駆け足になりましたけれども、本文についての御説明は以上でございます。

○武見座長 ありがとうございます。

以上のように事務局から、膨大な資料ですけれども、簡潔に御説明いただきました。ありがとうございます。

今もありましたが、これまでの専門委員会での議論やその後の食育基本法の改正を踏まえて、また更に皆様から御意見を頂き、座長の私にも相談いただきながら、事務局として丁寧にまとめていただいたものということになります。皆様から頂きました意見、おおむね反映されているのではないかなと思いますけれども、まず今、御説明のあった5次計画について御質問のある委員がいらっしゃれば、まず御質問を受けたいと思います。そしてその後で委員の皆様から、今後5次計画を推進していくに当たって、それぞれのお立場でのお考えなどを御発言いただくという形で進めてまいりたいと思います。

そうしましたら、今御説明がありました、今日資料に入っている、この5次計画につきまして何か御意見、御質問がございますでしょうか。

そうしましたら、会場の方からまいります。

笠置委員、お願いいたします。

○笠置委員 日々子供たちと一緒に食育に携わっている認定こども園の園長をしております笠置と申します。

昨今の物価高がすごくて、食材もそうですし、サランラップや手袋など、いろいろなものがすごく上がってきているんですが、この中に物価高に対するものが一切出ていなくて、貧困は書いてあるんですけれども、そこは触れなくてもいいんだろかとちょっと疑問に思ったんですけれども、どうでしょうか。

○武見座長 事務局からお願いいたします。

○村山参事官（農林水産省） 物価高の関係は、実はこの基本法の改正の国会議員の先生方の議論の中でも出てきたんですけれども、そちらについては食育の世界とは別立てという整理になりまして、物価高対策というのは政府としてはしっかり取り組んでいくと、その上で食育の推進という整理をさせていただきました。恐らく今後計画ができた後、またいろいろ説明会などを実施すると思いますけれども、その際、現実に即していないじゃないかというような御指摘もあり得ますので、この物価高対策としての取組というのは別途御説明するなり対応していきたいというふうに考えております。

○武見座長 よろしいでしょうか。

○笠置委員 例えば給食費の値上げなど、全部無償化になっていて、給食費が払えないということはないだろうということだと思えるんですけれども、その設定されている金額が結構低くて、十分な栄養が行き渡る食材が準備できないんじゃないかなということを含めての物価高です。あと指定野菜とかがあるじゃないですか、そういうものを利用するようにとか、そのような文言が入らなくていいんでしょうかと思ったんですけれども、どうですか。

○村山参事官（農林水産省） このいわゆる給食費無償化の議論の中で、算定としては物価高騰のは全額なのか、全てを満たしているのかという議論はあるかと思いますが、高騰を踏まえた形での単価設定をされたというふうに理解しております。その上での物価高騰対策に対しての対応というのは、また文科省の方で別途通知等されているというふうに認識しておりますけれども、また文科省の方で詳しく御説明があればと思います。

○武見座長 また後でお時間があつたときに各省庁からも御発言いただこうと思っておりますので、必要があればそのときに補足をお願いしたいと思います。

いずれにしても、食育推進基本計画という中でどこまで書き込むかということになってくるかなということでございますし、今、御説明がありましたように、問題意識としては十分そういうことが考慮されてということで策定されているということかなと思います。

よろしいでしょうか。

では、そのほかございますでしょうか。

オンラインで御参加の方は手挙げ機能を使っていただいておりますが、オンラインは特に手が挙がっていない、会場の方もよろしいでしょうか。この計画そのものについてというところでは特段皆様よろしいですか。

ありがとうございます。

先ほど笠置委員から出た御質問も含めまして、最終的な調整と決定については、座長の方でまた事務局と相談して進めさせていただきたいと思っております。

そうしましたら、この後、食育推進会議での5次計画の決定に向けて進めていくということになります。

そうしましたら、ここからさっきお話ししましたとおりせつかくの機会ですので、5次計画の推進について、それぞれのお立場から今後の取組についての御意見を頂ければというふうに考えております。

まず会場の方の委員の方から頂いて、その次にオンラインで御参加の委員の方、そして時間がありましたら各省庁、対面で御出席くださっている方々にもお願いしていききたいと、そういう順番で御発言をお願いしてまいります。

では、口火ということで、すみません、会場の方、阿部委員からお願いいたします。

○阿部委員 事務局の皆様、本当にまとめていただき大変ありがとうございました。その都度いろいろな意見を述べさせていただきましたけれども、結論的には、現在出されているものに関して一切異論はございません。

特に私、栄養士会の立場で出ておりますが、栄養士会の会員である管理栄養士・栄養士は、全てのライフステージにおいて関わりを持っております。栄養教諭ももちろんのこと、医療関係、福祉、保育所、行政など、いろいろなところで活動しております。このようなことから今回の専門知識を有する人材の養成・活用に関しては、ただ単に管理栄養士・栄養士が栄養のことだけ分かっているのではなく、食料問題も含めもっと幅広いところに目

を向けて、民間企業との連携を強化していくことがますます必要であり、ただ栄養だけの専門知識を持っているということだけではなく、新たな人材養成、育成が必要となります。栄養士養成校の先生方も栄養士会の会員ですので、栄養士養成の中で幅広くこの計画を普及していくことや、栄養士会としての専門職種の人材育成について今後どのように進めていくのかということについて、改めてこの計画を踏まえながら考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○武見座長 ありがとうございます。

では、順番で大井委員、今回からですが、よろしくお願いいたします。

○大井委員 よろしくお願ひします。

先ほど配ったQRコードの中にもあるんですけども、今日一緒に来ている中央酪農会議が酪農教育ファームの事務局で、各県にも推進委員がありまして、その中で酪農家、組合、学校の栄養士の先生、県の行政の方を交えて、酪農の教育ファームの推進委員会というのを立ち上げてやっており、ほぼほぼこの県にもあるんですけども、その中で、現場でやっている人間が学校の教育、栄養士の先生とお話ししていると、こんないい話をもっと早くどうして聞かせてくれなかったと、替わられるたびに言われます。今回の中でも学校現場で、という文言を入れていただきましたけれども、なかなかそれが浸透しないというのがジレンマかなと思います。文科省の方でもう少しこの酪農教育ファームというものを認知されれば、もっと話が早く進むかなと思いますので、今後、皆さんQRで見ただいて、認識していただき御協力をお願いします。ありがとうございます。

○武見座長 ありがとうございます。委員の間でもお互いにそういうことをもっと共有し合うということの必要性かと思います。ありがとうございます。

では、続きまして、笠置委員、お願いいたします。

○笠置委員 就学前の子供たちと関わっておりますので、いつもいろいろなことを考えているんですけども、給食だけで言うと、日々食材が価格が上がっているのはすごく感じているところです。この間、東京農大の多田先生の方から就学前の子供たちの実態、家庭でどのようなものを食べているかという調査を手伝ってほしいというふうなことを言われて、うちの142人の子供たちの保護者に協力を呼びかけたところ、手を挙げたのがたった2人で、いかに皆さん、家での食に関しては人に言いたくないような御事情があるのかなというふうに感じました。

そういうことも鑑みて、私たちは直接子供たちも含め保護者と関わる身で、「大人の食

育」も含めてですけれども、就学前の私たちの施設の中で国民に対してもっと訴え掛けていったりとか、働き掛けていく可能性はあるのかなというふうに感じています。今回いろいろなことを取り入れていただいたので、そこは本当に感謝しています。ありがとうございます。

○武見座長 ありがとうございます。現場にいらっしゃるお立場で具体的な御意見ありがとうございます。

そうしましたら、上岡委員、お願いいたします。

○上岡委員 東京農業大学の上岡でございます。

今回20年たって改正ということで、個人の健康はもちろんですけれども、農林水産業に非常に焦点が当たったのかなというところは有り難く思っているところです。また、食料・農業・農村基本計画の中でも食育の推進が掲げられたということで、食料安全保障の中においては自給率が大事だと思うんですけれども、分母と分子両方に関わる法律ということが食育ということを重要視されているということは、非常にうれしいなというふうに個人的には思っています。

今回、具体的目標についても、個人目標と地域目標という非常に分かりやすい整理をいただいたので、それぞれのお立場の皆さんもやりやすいのではないかなというふうに思っております。

先ほど笠置委員の方からも御意見があったんですけれども、価格の問題とかそういったこと、お米の問題ありましたけれども、「大人の食育」というところでしっかりと幼少の頃から勉強していかないと、学んで体験していかないといけないとは思いますが、「大人の食育」ということで今回、大学生に焦点が当たっているというところもありますので、私ども東京農大でも管理栄養士それから栄養教諭を養成しております。こういった学生たちの教育もしっかりやっていかなければならないと思っている一方で、我々が大学で教える立場のスキルというのも、食料、栄養や農業や、そういったことを専門にしている大学は比較的やりやすいかなというふうに思うんですけれども、それ以外の分野の大学でどのように広めていくのかというところが、結構ネックになるかなというふうには思っています。我々の学会の関係やまた個人的なつながりなどそういったところで広げていけたらいいのかなと思いますし、学生にも机上だけではなくて何か体験や経験を探求しながらやっていく、それで定着させていくということが大事かと思います。カリキュラムの中にも小中高大というふうにしっかりと入れていければもっといいのかなと思っております。

以上です。すみません、長くなりました。失礼します。

○武見座長 ありがとうございます。私も養成の立場にいますので、一つ一つそのとおりでと思いながら御意見を伺いました。ありがとうございます。

そうしましたら続きまして、久志本委員、お願いしてよろしいですか。

○久志本委員 ありがとうございます。フードサービス協会の久志本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

フードサービス協会の会員の企業の皆様の中には、食育ということでいろいろな取組をしている企業もたくさんございますし、また、フードサービス協会としましても、産学連携のプログラムの中で学生と一緒に新しいメニュー開発に取り組むなど、いろいろな取組をしていることもあるんですけれども、まだなかなか企業規模によりましては、地域と一緒にやりたくても連携できていないとか、もっとやれることがあるんじゃないかと思いつながらなかなかできないというふうな企業規模の会社さんもございますし、是非このいろいろな基本法を機会にフードサービス協会としましても、企業様との連携を深めたり、食育に関する話題の勉強会などを開催して、より食育に関われるような外食産業の育成がいいかなというふうには思っております。

学生さんが一番最初に取り組むアルバイトということでほとんどの方が外食産業ということで、また、特に大学生は外食産業でアルバイトをする上の付加価値として、社内食や賄いなど、そういうことを楽しみに外食アルバイトをする方もいるんですけれども、なかなか昨今の人手不足や原価高の問題で、昔ながらのこうした良さが少しずつ失われているような外食産業の現実もございますので、食育、行事食、そういった観点からもう一回、外食産業としましても、皆さんと一緒に勉強しながら進めていきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

○武見座長 ありがとうございます。食の外部化ということが一定割合進んでいるし、それは多分今後も続くと思うので、外食産業のお立場での食育への関与、大変心強く伺いました。ありがとうございます。

そうしましたら久保委員、お願いしてよろしいですか。

○久保委員 ありがとうございます。JA全女協の久保です。

私もこの委員にならせていただきまして、改めて食というものの勉強をさせていただきまして大変ありがとうございました。大変すばらしい文にまとめていただいております、個人、地域というふうに分けていただいた部分から、また改めて少しずつ勉強していきたい

いと思っております。私たち女性部は、地域の子供たち、最近は大人向けにも、食農教育に取り組んでおります。食農教育の中では、青年部は生産者の立場で、私たち女性部は消費者という立場から、引き続き子供たち、若いお母さんたち向けの食農教育をしていきたいなと思っております。

5年前から地元で始めております親子体験型の活動も、年4回から5回という形で取り組ませていただいております。先日も初めてブロッコリー収穫体験をさせていただきました。そうしましたら、今回は割と小さい4歳、5歳の子たちが多く、大人は畑の上からブロッコリーを見ると上から丸々見えますが、子供たちはブロッコリーの葉っぱに隠れちゃうみたいで、面白かったかと聞いたら「宝探ししているみたい」という、すごくうれしい意見も頂いたので、引き続き青年部と協力しながらやっていきたいなと思っております。

また、私たちJA全女協では、各地域で失われつつある伝統食の継承も行っており、引き続き、続けていきたいなと思っております。大変いろいろ勉強になりました。ありがとうございました。

○武見座長 ありがとうございます。子供の素直な感想、本当にそのとおりですね。たくさんさんの活動をありがとうございます。

そうしましたら、小竹委員、お願いいたします。小竹委員の後、こちら、瀧本委員の方に次、お願いいたします。

○小竹委員 クックパッド株式会社の小竹と申します。

まず、いろいろな議論がある中で、ここまでしっかりまとまったということ自体に感動しています。いろいろお疲れさまでした。

優先順位が付いているので、すごく分かりやすくなったなというのが全体の感想です。あと、どうしても食育と言うと子供の食のイメージがすごく強かったところから、「大人の食育」が基本的な方針に入っているというのはすごくいいなと感じました。

私たちのサービス、食事作りを担っている大人が中心となっているサービスになっているので、その学びがないことで結構迷っているとか不安に感じているという利用者が非常に多いので、そこに民間企業である私達も含め意味があることで、学びを得ていくことを国が推進してやっていただけるというのは、すごくいいなと思いましたし、私たちも引き続き頑張っていきたいなと思います。ありがとうございます。

○武見座長 ありがとうございます。食事作りのこと、本当に大事な部分だと思っております。ありがとうございます。

では、続きまして、こちらに回しまして瀧本委員、お願いいたします。

○瀧本委員 ありがとうございます。医薬基盤・健康・栄養研究所の瀧本です。

私はこの基本計画、非常に練られたものであるというふうに感じております。ただ1点、ちょっと御提案なんですけれども、せっかく「大人の食育」ということで、食品の安全性、栄養、その他の調査研究、それから情報の発信ということを入れてくださっているのに、この計画に引用されている様々な情報源が簡単に見られるようなサイト、あるいは参考資料集のようなものを是非作っていただいて皆さんが活用できると、より一層の推進が進むのではないかと思いますし、例えば武見先生の大学などでも講義資料としてすぐお使いいただけると、学生さんにとっても勉強になるのではないかと思います。

以上です。

○武見座長 ありがとうございます。農林水産省の方のホームページでは、いろいろ食に関する様々な情報を整理されてきていると思いますが、それが更にこの計画とうまくつながって使いやすくなるといいという、そういうような御意見かなと思いますので、またこれは今後、事務局とも検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

では続きまして、竹野委員、お願いいたします。

○竹野委員 日本チェーンストア協会の竹野でございます。我々は小売・流通業の業界団体でございます。

お取りまとめいただきありがとうございました。私もさすがだなと思いながら、お取りまとめ頂いた内容を見ておりました。

我々の団体に関しまして、今回、大きく踏み込まれた内容としては、大人の消費者への行動変容に踏み込んだ点、および官民連携による実装モデル化が進んだ点が挙げられると考えています。我々は、非常に生活者、消費者、ここで言うと大人の方々と非常にタッチポイントを多く持つ業界団体であり、そういう中で行動変容を促すということに対して、何か実践の場として様々な形で貢献できればという思いがあります。端的に言うと、この第5次計画というのは、我々小売・流通業界と極めて親和性の高い政策設計になっており、より実践的になったと感じていますので、今後我々としても何とか協力していきたいと思っております。

以上でございます。

○武見座長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、本当に全ての人が食料品を買うので、そのタッチポイントは非常に深い関係にありますので、是非またこれからもよろ

しくお願いいたします。

では続きまして、田中委員、お願いいたします。

○田中委員 私からもこの度の取りまとめに当たり、いろいろと意見を出させていただきましましたが、それらを踏まえて取りまとめていただきありがとうございます。

私ども日本食生活協会は、地域の食育ボランティアの中心となる食生活改善推進員の事務局を担っております。この中で最も私たちに課されています使命は、食生活改善推進員を増やし、担い手の充実を図っていくことと感じております。改めて5次計画をもって、更なる力を注いでいきたいと思っております。高齢化が進み、地域でのボランティアの担い手の確保が進まないところではございますが、住民に直接接して普及できる人材として、食育の推進に今後も取り組んでいきたいと思っております。特に、計画初年度が鍵となると思っておりますので、力を注いでいきたいと思っております。

また、日本の食文化の継承というところにつきましても食生活改善推進員の位置付けを明記いただいているところでございます。これにつきましても、責任そして誇りをもってして、また進めていきたいと思っております。

さらに、この度の重点事項の「大人の食育」につきましては、人と人とのつながりを大切に、共食の推進を中心に力を注いでいきたいと考えているところでございます。

また、これからの5年、見える化の重要性もありますので、私どもも実現に向けて尽力してまいりたいと思います。引き続きよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○武見座長 ありがとうございます。本当に食生活改善推進委員の活動というのは、地域に根差した活動ですばらしいないつも思っておりますけれども、引き続きよろしくお願いいたします。

では、続きまして百谷委員、お願いいたします。

○百谷委員 調理技術技能センターの百谷でございます。

当センターとしましては、31ページにありますような調理師、専門調理師等の免許の試験を、各県、国から委託でやっております。そういう中で私も11年間、県立高校の調理師科みたいなのがあり各県にあるとは限らないんですが、本当に田舎の小さなところでも2校ぐらいあるんですね。そこに非常勤講師として行っていました。その経験で、もっと小さい小学校ぐらいのときからそういう経験を、専門的な人が出向いて子供に興味を持たせてあげる、それが人材の育成になるんじゃないかと私は思っています。

それと、先ほど来から物価高騰等がありますが、僕も現役の料理人ですので、市場に出ている商品だけが商品じゃないんです。B級商品がいっぱいあり、そういうのを使えば全然安く上がると思います。特に大手業者はB級商品を使って加工するわけですから、そういうのも学校給食とかに取り入れてもいいんじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○武見座長 ありがとうございます。具体的な御意見もありがとうございました。

では、続きまして、山口委員、お願いいたします。

○山口委員 食品産業中央協議会から参りました山口です。食品メーカーの団体であります。

今回重点的な施策として取り上げていただいた「大人の食育」、これは本当に必要性を強く感じているところです。4月になりますとたくさんの新入社員が入社してまいりまして、彼らと話す機会があるんですけども、彼らの食生活というのは多くの課題を抱えているなというのは、本当に実感するところでありますし、周りに教えてくれる人がいませんので、彼ら自身で食習慣を変えるというのは結構ハードルが高いんだなということを実感しております。

そういったこともあり、私ども食品メーカーとしましても、個々に行っている食育を、プラットフォームなどを活用させていただきながら連携を強めていって、少しでも社会的なムーブメントにしていけたらと思っておりますので、引き続きよろしくお願いします。今日はありがとうございます。

○武見座長 ありがとうございます。本当に食育推進のプラットフォーム、たくさんの食品関連企業の皆さんもお入りくださっていて、これから心強い限りでございます。よろしくお願いいたします。

では続きまして、辻委員、お願いいたします。

○辻委員 皆さん、こんにちは。辻調理師専門学校の辻芳樹です。

今回の第5次計画では、農林漁業教育や皆さんもおっしゃっている「大人の食育」、あるいは生産者と消費者をつなぐ取組が重点事項として位置付けられておりまして、大変意義深いと感じております。

その上で、調理師養成施設の立場から一言だけ申し上げますが、これまで食育というのは、消費者理解の促進を中心に大きな成果を上げてきておりました。一方で、近年は正直、外食の拡大によって、食材がどのように価値へ変換されているかを実感するという機会が

非常に少なくなっております。地産地消、旬産旬消といった考え方を、消費者だけでなく、食品産業や外食産業を含むサプライチェーン全体の取組として捉えて、生産から調理、提供、消費までのつながりへ理解を深めていくことも重要ではないかと考えております。そういう意味で、食材の価値を高めて生産者と消費者を結び付ける調理教育、あるいは、料理人という役割についても今後更に位置付けや発信が進むことを期待しております。

以上、簡単ですが、私のコメントです。

○武見座長 ありがとうございます。正に食料システム全体の中でのいろいろな専門職の役割ということ、本当におっしゃるとおりだなと思います。ありがとうございました。

そうしましたら、会場の対面で御出席の委員が一巡しましたので、引き続きオンラインで御出席の委員にお願いしたいと思います。

そうしましたら、この名簿にございます順で、赤松委員、小山委員、多村孝子委員、そして田村文誉委員、中澤委員、長島委員と順番で回りますのでよろしくお願いいたします。

では、まず赤松委員、よろしくお願いいたします。

○赤松委員 学校現場の栄養教諭、教職員という立場からお話をさせていただきたいんですが、今回のこの計画を見させていただいて、とても現実的で、理想ではなくて少し頑張れば実現できるというような感じになっていることにとても感謝します。また、特に朝食の点においては、学校現場の教職員に無理を強いることになりそうな部分に関しては削除していただけたこと、とても感謝しているとともに、具体的な目標に関しても現実的な数値を挙げていただいていることに、とても感謝申し上げます。

また、小・中学校の学校給食を食べて終わった後の世代の大学生や若年層の大人たちを対象としていただいている食育を展開していただいていることに、とても感謝申し上げます。この第5次食育推進基本計画というものがどんなふうに進んでいくかというのを、私自身すごく楽しみにしております。本当にありがとうございました。

以上です。

○武見座長 どうもありがとうございます。

そうしましたら、小山委員、よろしくお願いいたします。

○小山委員 今日はそちらに行けず、すみません。

今回の計画の中の「大人の食育」の推進というのは本当に共感しております。ただ、食育を主語にするとどうしても伝わりにくい部分が多いと思いますので、食はエンターテインメントであり、もっと楽しいものなんだと、わくわくする、その最大の装置なんだとい

うことを全体のパッケージにしながら、そのシーンに食育につながるものがあるというものを企画すべきかなと思いました。

去年、大阪・関西万博でこちらでも御紹介させていただきましたけれども、EARTH MARTを企画したんですけれども、これはメッセージが最初にあるのではなく、どこかわくわくしてもらうことが第一で、その後味としてメッセージが残るという設計をしました。食育をどうしてもやっている立場からすると、食育と言うこと、その食育という言葉大切にしたいくなるんですけれども、僕は食育はあくまでもステルスマーケティングみたいなもので、後から「あっ、あれはそういえば食育だったよね」と気付くような、そういうのが理想じゃないかなと、多くの人々に楽しんでいただきながら食育のリテラシーを上げていくというような施策を、自分自身も考えていきたいと考えております。

以上です。

○武見座長 どうもありがとうございます。20年たちましてもなおまだ食育ということになかなか関わっていただけない、関心を持っていただけない方がいるという意味では、今の御発言、大変参考になります。どうもありがとうございました。

そうしましたら、多村孝子委員、お願いいたします。

○多村委員 恐れ入ります、日本生協連の多村です。この第5次計画をととても分かりやすくまとめていただき、また私も大変勉強になりました。ありがとうございました。

特に3つの重点事項の中の3つ目のところ、国民の食卓と生産現場の距離を縮めるという点について生協は、組合員と共に産地直結の取組をこれまでも進めてきております。これは何かというと、生産者と消費者が交流を行い信頼関係、パートナーシップを築いていくという取組を重点的にやってきておりました。これからも全国の会員生協が、地元やいろいろな生産者の方とつながる取組を、一層、進めていきたいと思っております。

その中で、消費者も現状を学ぶということが大事だと思っております。ただ、受け入れる側の御負担や偏りがないような形で農林漁業教育を進めていただければと思っておりますし、こういった経験をした人が農業、漁業、林業の担い手作りにもつながっていくと思います。

また、漁業のところでは未利用魚の活用などがありますが、林業のところはなかなか食育とのつながりというのが、少し見えにくい部分があるのかなと思っております。協同組合のイベントでは森林組合にお箸を作ってもらって、そのお箸を使ってみんなで生産者の食べ物を食べるという取組もしておりましたので、農林漁業教育という意味では、

等しく農業も林業も漁業も体験できる、そんな機会作りができたらなと思っております。

この度は本当にありがとうございました。

○武見座長 ありがとうございます。本当に農林漁業という、そのすばらしいエピソードも含めて、どうもありがとうございます。

そうしましたら続きまして、田村文誉委員、お願いいたします。

○田村委員 歯科医師の田村です。今回は本当にありがとうございました。大変な作業だったと思います。

医療、特に歯科医療の立場からですけれども、食育の取組の中で、食を健康に楽しむための咀嚼やえん下機能の発達、そして成人期の口腔の健康、高齢期のオーラルフレイル対策についても盛り込んでいただきました。また、特別支援教育における食の大切さも入れていただいたことに感謝しています。誰も取り残さない食育という面が強まったのではないかと感じます。今後も歯科医療としましては、食べ物を体に取り込む器官である口腔の健康の面から、食育に関わっていくことが大切と考えております。

今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○武見座長 ありがとうございます。本当に正に食の入り口というか、食べる入口の口腔をご専門とするお立場からの御発言ありがとうございました。

そうしましたら、中澤委員、お願いいたします。

○中澤委員 よろしくお願いいたします。聞こえておりますでしょうか。長野県立大学の中澤と申します。

ふだん、大学生や地域の小学生を対象に、地域の農業を営んでいらっしゃる方々による食文化継承について学ばせていただいているところですが、今回、「農林漁業教育」という言葉が入って、これで真に楽しく食文化を継承していく実践活動につながっていくと期待しています。また、食文化を継承するためにも地域の産物の生産を継続することが必要で、いろいろな食関係の産業の方たちとの触れ合いの場がないとなかなか地域の食文化が伝わっていかないので、また、地域の農林水産業をつないでくれる子供たちを育てることも難しいと思いますので、「農林漁業教育」の言葉が入って第5次食育推進基本計画がスタートすることを楽しみにしております。

また、先ほど小山委員もおっしゃっていましたが、食を楽しく伝えることが重要で、私は地域で小学生たちが農業体験を通して生き生きと地域のことを学んでいる様子や、食文化を楽しく継承している様子を見ております。また、大学生が地域のくらしや農業の

体験を通していろいろな食に関連した気づきを得る様子と、特に農業の大切さについて気付いてくる様子を見ております。この農林漁業教育が入ることによって、また大人への教育も意識してやっていくと、すばらしい食育の結果が出てくるのではないかと楽しみにしております。今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○武見座長 ありがとうございます。そういう楽しい、先ほど小山委員もありましたけれども、食ということを通じていろいろな価値があることを多くの方に知っていただく、そういう取組になっていくといいなと思いました。ありがとうございます。

そうしましたら、委員最後になります。長島委員、お願いいたします。

○長島委員 聞こえますでしょうか。

○武見座長 はい、大丈夫です。

○長島委員 それでは、長島です。よろしくお願いいたします。第5次計画の取りまとめ、本当にありがとうございました。

重点事項として学校等での食や農に関する学びの充実を掲げていただいております、栄養教諭を中核とした給食の時間や教科学習との連携についても明記いただいております。

第5次計画では、農林漁業教育は強く打ち出されたところです。学校現場では、これが教育として系統的に展開されるように、今後、学習指導要領の改訂等も視野に入れた確かな位置付けを示す必要があるのかなと考えております。単なる体験活動だけで終わるのではなくて、教育として子供たちをどこに導くのかという着地を示していく必要があるのかなと考えております。そのためには、学校裁量に任せられるのではなくて、第5次計画の進行中において具体的な事例を示すなど、関係機関や行政的な支援による取組となるように、連携の必要性を感じているところです。

そしてもう一つは、具体的目標の中の栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数ですが、これは第4次計画において目標値をクリアいたしました。しかしながら、内容を見ると、校内放送であったり、資料配布であったり、担任等への情報提供であったりというようなところの率が大きくて、給食の時間、あるいは教科の時間における栄養教諭の直接指導というところが、まだ低い値になっております。この辺りをしっかり分析しながら、栄養教諭がしっかり子供たちに直接指導できる場面を増やしていくよう、私どもとしても取組の呼び掛けをしていきたいと思った次第です。さらに、栄養教諭の配

置促進についても引き続き明記していただいておりますが、更なる配置促進につながりますよう、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○武見座長 ありがとうございます。栄養教諭、正に学校等での食育の中心でいらっしゃいますし、4次計画の評価に基づいて次の抱負をお話くださってありがとうございます。

そうしましたら、まだもうちょっと時間がありますので、会場で御出席の省庁の皆様にも御発言をお願いしたいと存じます。

そうしましたら、こちら側からでよろしいでしょうか。では、一番私から遠い方からで、文科省の健康教育・食育課、矢野課長補佐、お願いいたします。

○矢野課長補佐（文部科学省） 文科省健康教育・食育課の課長補佐をしております矢野でございます。

食育推進基本計画については当省もかなり書き込みをさせていただきまして、全体としてまとめていただきましてありがとうございます。委員の先生方の御意見なども踏まえながら、最終的に執筆をさせていただきました。

今日頂いたフリートークの中でのお話などにつきまして、少しお話をさせていただきますと、まず物価高についてですが、私どもは、小学校の学校給食費の抜本的な負担軽減についてお話しいたします。認定こども園についてはこども家庭庁のため、こちらからは割愛します。

小学校の学校給食費の抜本的な負担軽減につきましては、この4月から開始しているところでございますが、名称が無償化ではなくて抜本的な負担軽減というところは、まず御注目いただきたいところであります。これが何で無償化になっていないかという、いわゆる3党の議論の中で、完全に無償化にしまうと自治体の財政負担の増加を招いたり、あるいは逆に、予算の制約で給食の質の低下につながりかねないということで、あえて抜本的な負担軽減であるという趣旨を明確にして進めております。その基準額につきまして、当時分かっていた令和5年度の学校給食費の調査における全国の平均額に対して、近年の物価動向を加味して基準額を引き上げて設定をしておりますが、今、当然物価上昇局面でありますので、これで固定ではなくて、毎年給食費に関する調査を実施して、その上で基準額については、今後の実施状況や物価動向等を踏まえて適切な額を設定するものとしております。

次に、学校現場へのこの計画等の周知につきましてでございますけれども、これは食育基本法の改正がされて推進基本計画の作成がされた後に、説明会を農水省で企画されてい

るというふうに伺っておりますので、そこに当省も相乗りして周知に努めていきたいと思
っているところであります。

次に、大学における取組ですけれども、大学の授業科目については、これは大学が定め
ることであって文科省が一律に決められることではないので、一律に何かをやってくれと
言うことはできませんけれども、例えば農学や栄養学の専門がない大学につきましては、
例えば初年次教育の中で扱ったりですとか、あるいは、学食や生協がありましたら、それ
らを活用して取り組むということはある程度得ると思っております、正に今、農水省がされ
ている食育プラットフォームの中でも大学で幾つか取組がなされているようでございます
ので、こういったところで横展開していければと考えているところであります。

次に、専門人材の活用についてですけれども、今回の食育基本法の改正の中で、特に農
林漁業教育については、学校の教師だけでは取り組めないところがありますので、法の条
文の中に既に、教育活動を支援する人材の活用ということを条文としてまず追加をしてお
りまして、ここに基づいて当然農政部局の協力なども得ながら、そこの方々との協力に基
づいて実施をしていければというふうに考えているところであります。

ちなみに今、学校教育で既に制度として特別非常勤講師という制度がありまして、教員
免許がなくても外の専門家の方々が授業を行うことができるという制度があります。これ
は実は年間2万件ぐらい届出がされておりました、主には高校で1万2,000件ぐらいの届
出がありますが、その中で例えば家庭科の教育という中で調理師や栄養士の協力を得てい
るというのは、年間1,800件ほどの届出が出ています。こういった取組を今後も進めてい
くということで、ただの体験だけではなくて、実際に授業まで行っていただくというよう
なこともあり得るのではないかと考えております。

次に、B級商品の活用などにつきましてですが、必ずこれを活用せよということであり
ませんけれども、学校給食の中では、食材の活用につきましては市町村の学校設置者が選
ぶものでありますけれども、一部の市町村では、入札や食品の規格を定めて、あえて地場
産物をより多く活用できるようにしたり、いわゆる不ぞろいの野菜とか、そういったよう
なものを低位の規格にすることによって、一般的な粒のそろったものよりかは安い金額で
調達するというようなことをやっているというふうに聞いております。こういった取組を
進めることで、全体としてコストの調整もできるのではないかと考えております。

最後に、栄養教諭による食に関する指導であります、今回の食育基本法の中でも条文
として栄養教諭を例示されたところでございますので、今までも栄養教諭の配置促進です

とか指導の充実に取り組んでいるところですが、この食育基本法の改正と推進基本計画の作成を併せて更に連携を強めていきたいと思っている次第であります。

文科省からは以上です。

○武見座長 ありがとうございます。委員の出た御意見も含めてのいろいろな御説明、6点ほどありがとうございました。

では、続きましてお隣、厚生労働省歯科保健課の小嶺課長、お願いいたします。

○小嶺課長（厚生労働省） 厚生労働省医政局歯科保健課の小嶺と申します。歯科口腔保健推進室の室長も併任しております。

我々歯科口腔保健推進室では、歯科口腔保健の推進に関する法律に基づいて、歯・口腔の健康づくりプランを策定をしており、その中で、生涯を通じたライフステージごとの特性に応じた、乳幼児期から高齢期までの歯・口腔の健康づくりを通じた食育を推進しております。

先ほど田村文誉委員からもお話がありましたけれども、歯・口腔の健康づくりというのは、食育の入り口の部分を担っていると思っております。我々、虫歯、歯周病の予防・治療ということを担当部分でもあります。最近ではそれだけではなくて、おいしく食べられるというところまでしっかり見ていくということ、それが重要だというふうに思っておりますので、これからもまた食育の関係者の皆様とも連携をしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

○武見座長 どうもありがとうございました。大事なところですので、よろしく願ひいたします。

引き続きまして、同じく厚生労働省ですけれども、今度は健康課の齋藤室長補佐、お願いいたします。

○齋藤室長補佐（厚生労働省） 厚生労働省健康課の齋藤と申します。健康づくりを推進する立場としてお話をさせていただきます。

我々厚生労働省では、健康日本21（第三次）の推進、それから食生活改善普及運動の展開を行ってまいりました。今回第5次計画におきましては、3つの重点事項のうち一つが「大人の食育」の推進というところで、特に若い世代へのアプローチが強調されているかと思ひます。これは当省としても大変課題と感ひしている部分でして、今後関係省庁の皆様、それから関係団体の皆様と連携して、一層取り組んでいかなければという思ひを新たにし

たところでございます。

特に、関心がない方にも栄養・食生活の改善に取り組んでもらえるような仕組み、先ほど委員からステルスマーケティングというようなコメントもございましたけれども、こういった考え方での食環境づくりがますます重要になるかと思います。引き続き民間の事業者の皆様の御協力を得ながら取り組んでまいりたいと思った次第でございます。

それから、我々は栄養士・管理栄養士、それから調理師・専門調理師の養成を担当する立場でもございます。それぞれの現場で専門性を発揮し、今回この計画で示されたような食育の推進に貢献するような専門職の輩出にも、関係機関の皆様との連携をより密にしてまいりたいと思った次第でございます。

以上です。

○武見座長 ありがとうございます。厚労省のお立場からということで、大変具体的な御発言もありがとうございます。

そうしましたら、こちらへ行かせていただいて私の左手の方で、こども家庭庁、久保専門官、お願いいたします。

○久保専門官（こども家庭庁） こども家庭庁の久保でございます。よろしくお願いいたします。

こども家庭庁といたしましても、食育の推進は、子供の健やかな成長と将来の社会の基盤を支える極めて重要な取組であるというふうに認識をしております。近年、子供を取り巻く食の環境が大きく変化しておりまして、栄養バランス、食事場面の变化、また、生活習慣などにおきましても、複合的な課題が指摘されてきているところです。こうした状況も踏まえまると、食育を単なる知識の普及にとどめず、子供が自ら健全な食生活を選択できる力の育成につなげていくこと、また、保護者への支援なども重要であると考えております。

こども家庭庁では、子供の視点に立ち、家庭、学校、地域、関係機関等が連携した食育の推進について、引き続き委員の皆様のお知見を賜りながら、関係省庁とも緊密に連携して取り組んでまいりたいと考えております。

○武見座長 どうもありがとうございます。

そうしましたら最後、農林水産省外食・食文化課食文化室の室長、岡野様、お願いいたします。

○岡野室長（農林水産省） 食文化室長の岡野です。

食文化室は、和食文化の保護・継承や食文化の推進を担っております。先ほど久保委員から、伝統食の継承に関するお話がありました。食文化室では、郷土料理や伝統食についてデータベース化して、郷土料理であれば、「うちの郷土料理」というホームページを作っております。全47都道府県1,365種類の料理を載せて、歴史なども含めた情報を公表しております。非常に多くの方に見ていただき、好評を頂いています。そのような情報のデータベースを今後も進める話で、伝統食があります。地域固有の伝統的な加工食品である伝統食について、特徴、歴史、文化などを入れたデータベースを作っております。そのようなデータベースを公表して、皆さまとも連携しながら食文化の推進を図っていきたいと考えております。

○武見座長 ありがとうございます。伝統料理や食文化の継承もしっかり目標に入っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

そうしましたら、食育を担当してくださっている消費・安全局、澤井審議官から最後にお願いしたいと存じます。

○澤井審議官（農林水産省） 委員の皆様におかれましては、昨年3月から様々、計画について貴重な御意見を頂きましてありがとうございます。おかげさまで専門委員会として武見座長の下でいい案をまとめていただいたと思っております。これから基本計画の作成まであと一歩というところまで来ているかと思います。

作成の後は、計画を実行していくことが肝心かと思います。農水省の食育担当としては、関係省庁と連携して、学校と食と農の学びの充実、「大人の食育」の推進、食卓と生産現場の距離を縮める、本計画の3本柱をきっちりと進めていきたいと思ひますし、農水省としては、生産現場の距離を縮めるというところでは、現在の事業も通じて取組の支援をしてまいりたいと思ひますし、「大人の食育」は、ここでも度々出ました官民連携食育プラットフォームの活動を、民間企業の皆様や、その団体の皆様と共に盛り上げていきたいと思ひます。

また、委員の皆様から様々、それぞれの立場での御活躍についての御発言がありましたけれども、食育は国民運動として、多様な方たちと連携して進んでいき、消費者の方々、国民の皆様に自ら取り組んでいただきたいという活動でございますので、これからも一緒になって推進していけたらというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○武見座長 どうもありがとうございました。

そうしましたら、最後に一言、私からも。まず今、委員の皆様からそれから各省庁、たくさん御意見を頂き、これからに向かってのご意見を頂きましたが、このような形でたくさん意見が出たものを、事務局の皆様、本当に適切にまとめていただいたことに、まず御礼申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

私は、第2次基本計画ぐらいから食育の政策に関わってまいりましたがけれども、計画を作るときは本当に大変で、しっかり作り込むわけです。そして、取り組んできているんだけれども、20年たってもまだ届かない方、関わっていただけない方がいらっしゃるというのも事実、今、澤井審議官からもありましたように、20年たってこの5次計画、目標の立て方や、また重点事項と目標の関係の整理など、今までより、一つステップアップしたと感じております。そのため、取組もステップアップして次の段階に進められたらと思っておりますので、引き続き皆様と連携しながら、御協力しながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。本当にありがとうございます。

そうしましたら、最後、議題その他ということでいくつか報告事項がございますので、それを事務局に御説明をお願いしたいと存じます。

○村山参事官（農林水産省） では、報告事項が4点でございます。参考資料3から6でございます。

まず参考資料3、今年度の食育推進全国大会でございます。6月6日土曜日、栃木県におきまして第21回の大会が行われました。武見座長を始め委員の方々にも多数出席していただいたということでございます。来場者は1万6,000人ということで、昨年、徳島が2日間で2万4,000人でしたので、非常に多くの方に来ていただいたということでございます。下の写真にありますような食育活動表彰表彰式、昭和100年記念イベント、それから160を超えるブースの出展、タマネギ収穫体験のような様々なイベントがございました。

写真の右側の真ん中ですがけれども、来年度6月26日土曜日、神奈川県でGREEN×EXPOの会場内での開催を予定してございます。このような会場内でございますので、例年のような形でできるかどうかということも含めて調整していきたいと考えております。

それから参考資料4でございます。二つ目の丸のところですがけれども、第10回の食育活動表彰でございまして、下にございますようなボランティア部門、食生活改善推進員の部、それから通常のボランティアの部、それから真ん中ですがけれども、教育等関係者の部、農林漁業者等の部、企業の部ということで、各主体ごとに分けてございますけれども、地域において様々な取組をしていただいております。

後ろに2枚、大臣賞5件の概要を載せておりますけれども、全21件の内容については、パンフレットという形で事例集として紹介させていただいているところでございます。現状第11回、今年度の募集チラシを配布させていただいておりますけれども、8月までの募集ということで今動いているところでございます。是非、関係者の皆様への周知というのをお願いしたいと思っております。

それから参考資料の5でございます。官民連携食育プラットフォームということで、都度御報告をさせていただいておりますけれども、こちらについては2月に行った会員の勉強会ということでございます。

開催概要のところの2つ目のところですが、この会では、東海大学の教授、消化器内科の専門家の方でございますが、分かりやすく専門知識も入れつつ、実装可能な食生活をどのように考えたらいいかという内容であり、また、各企業の方からの事例紹介、プラットフォーム内で行っておりますプロジェクトの報告をしました。

3つ目、慶応大学の学生5チームということで、自由な発想での提案ということがございまして、いろいろなゲーム感覚のアプリや診断、そういうのをやったらいいんじゃないかなどという話がございまして、この後、会員企業の方が、この大学の学生と話をして、何かできないかというような動きもあるというように聞いているところでございます。

この後、2月以降、ファーマーズ&キッズフェスタへの出展や様々なシンポジウムでの取組をやっているところでございます。次の予定は7月7日総会ということで、今、中身の検討も含めてやっているところでございまして、また今後も御報告していきたいと思っております。

参考資料6でございます。こちらでも何度か状況の御報告させていただいておりましたが、昨年、食育実践優良法人顕彰を創設いたしまして、職場での従業員に対する食育や食環境の整備に関する取組でございまして、この3つ目の丸でございますけれども、今年度については、4月に334法人を認定いたしました。大企業だけではなく、いわゆる中小企業、中規模の企業も約4割ぐらいあり、最初は食品製造業が多いのかなと思っていましたが、多様な規模、いろいろな業種から手を挙げていただき、さらに、取組内容も食堂や朝食の推進などから、各種セミナー、研修、アプリを使った社内での取組、我々が推している様々な体験活動まで、取り組んでいただいているということでございます。

今回は334法人認定ということでございますけれども、今後、他の法人の方が参考に、実践しやすいような取組を念頭に事例集を作って、取組を広げていきたいと思っております。

すので、今後もまた御報告をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○武見座長 ありがとうございます。

4点御報告いただきましたけれども、何か御質問とかありますか。上岡委員、お願いします。

○上岡委員 すみません、1分だけ頂戴したいと思います。

先ほど申し上げるのを忘れたんですけれども、関心のない層とか大学の役割という点ですけれども、私どもの大学には「食と農」の博物館という博物館がございます。こちらは食文化ミュージアムとして文化庁の認定を受けております。現在、「猫のすゝめ」という企画展示をしております。これは食とも非常に関わるところでございまして、農耕文化が始まった頃からネズミ対策のために猫を飼うようになったという話から猫のペットの話までつながるようになっていますが、関心のない層に対する訴求ということで、このような博物館を我々も活用して、しっかりと発信していきたいなというふうに思っております。醸造・発酵もやっておりますので、そういった点でも発信していきたいというのが1点でございます。

それから大学の役割として、本法人に小学校から中学、高校までありますが、先日、世田谷のキャンパスに1.6畝の小さな水田ではございますがオープンいたしまして、小学生と大学生、教職員73名と一緒に田植えを行いました。そういった子供たちとの関わりというのも大学としてもやっていきたいと思いますので、是非とも皆様、世田谷においでの際は、博物館と水田を御覧いただければというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○武見座長 ありがとうございます。

先ほどの報告4点について何か御質問とかございますか。

最後の食育実践優良法人334法人、これどうなんでしょう。ほぼ想定した数でしょうか。初年度としては随分多いかな、結構多く集まったなと思いますが。

○村山参事官（農林水産省） 経産省のやっている健康経営優良法人制度が、意外と最初のスタートは百、二百で始まったと聞いていまして、それを10年かけて何万社となっておりますので、それぐらいかと思ったのですが、そういった点からすると多いなというのが正直な印象で、これは広げていきたいと思っております。

○武見座長 ありがとうございます。これから広げていくということでございます。

そのほか、皆様よろしいですか。オンラインの皆様から特に手は大丈夫ですか。ありがとうございました。

そうしましたら、以上で今日予定しました議事は全て終わりますが、最後に、今後の進め方について事務局の方からお願いいたします。

○村山参事官（農林水産省） 本日はありがとうございます。

本日の御議論も踏まえまして、第5次食育推進基本計画の決定に向けて、食育推進会議の方にお諮りしていきたいと思っております。第9回食育推進会議の開催につきましては、事務局から別途御連絡、御調整させていただきます。

また、先ほどからお話がありました、計画決定後の説明会は開催していきたいと思いますが、各皆様の企業や団体、業界での御説明をさせていただく機会や雑誌等への寄稿なども、是非お願いしたいと思っておりますので、御相談させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○武見座長 ありがとうございます。引き続き、できてからいかに実践するかが重要ですので、どうぞ御協力よろしくお願いいたします。

そうしましたら、以上をもちまして、令和8年度第2回食育推進評価専門委員会、全て予定した議事を終わりましたので、閉会させていただきます。

本日も、長時間にわたりまして、また、たくさんの御意見どうもありがとうございました。

午後3時27分 閉会